

議案第99号

北上市立こども療育センター条例等の一部を改正する条例

(北上市立こども療育センター条例の一部改正)

第1条 北上市立こども療育センター条例(平成3年北上市条例第201号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料等)</p> <p>第7条 第3条第1号に規定する事業を利用する者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。以下「基準額」という。)を納付しなければならない。ただし、利用する者に対する障害児通所給付費(同条第2項により算定された額をいう。以下同じ。)が法第21条の5の7第11項の規定に基づき、市町村からセンターに支払われるときは、基準額から障害児通所給付費を控除した額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(利用料等)</p> <p>第7条 第3条第1号に規定する事業を利用する者は、法第21条の5の3第2項第1号の規定により<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。以下「基準額」という。)を納付しなければならない。ただし、利用する者に対する障害児通所給付費(同条第2項により算定された額をいう。以下同じ。)が法第21条の5の7第11項の規定に基づき、市町村からセンターに支払われるときは、基準額から障害児通所給付費を控除した額(以下「利用者負担額」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 北上市子ども・子育て会議条例(平成25年北上市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、北上市子ども・子育て会議（以下「<u>会議</u>」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、北上市子ども・子育て会議（以下「<u>会議</u>」という。）を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例の一部改正)

第3条 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等条例（平成27年北上市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(主食費)</p> <p>第7条 市長は、市立幼稚園において主食の提供を受ける法第<u>19条第1項第1号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり20円の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。</p>	<p>(主食費)</p> <p>第7条 市長は、市立幼稚園において主食の提供を受ける法第<u>19条第1号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から1食当たり20円の主食費（主食の提供に要する費用をいう。）を徴収する。</p>
<p>(副食費)</p> <p>第8条 市長は、市立保育所及び市立幼稚園において副食（間食を含む。以下同じ。）の提供を受ける法第<u>19条第1項第1号及び第2号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から別表第2に定める副食費（副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）を徴収する。</p>	<p>(副食費)</p> <p>第8条 市長は、市立保育所及び市立幼稚園において副食（間食を含む。以下同じ。）の提供を受ける法第<u>19条第1号及び第2号</u>の認定を受けた小学校就学前子どもの保護者から別表第2に定める副食費（副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）を徴収する。</p>
<p>(副食費の不徴収)</p> <p>第9条 市長は、市立保育園において副食の提供を受ける法第<u>19条第1項第2号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども（満3</p>	<p>(副食費の不徴収)</p> <p>第9条 市長は、市立保育園において副食の提供を受ける法第<u>19条第2号</u>の認定を受けた小学校就学前子ども（満3歳に達</p>

歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)が休園し、その期間が全月に渡るときは、その月分の副食費を徴収しない。

別表第1 (第3条関係)

利用者の区分	利用者負担額 (月額)
法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども	[略]
法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	[略]
法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子ども (法第19条第1項第2号の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。)	[略]

別表第2 (第8条関係)

利用者の区分	金額
法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども	[略]
法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	[略]

する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)が休園し、その期間が全月に渡るときは、その月分の副食費を徴収しない。

別表第1 (第3条関係)

利用者の区分	利用者負担額 (月額)
法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子ども	[略]
法第19条第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	[略]
法第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子ども (法第19条第2号の認定を受けた子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。)	[略]

別表第2 (第8条関係)

利用者の区分	金額
法第19条第1号の認定を受けた小学校就学前子ども	[略]
法第19条第2号の認定を受けた小学校就学前子ども (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに限る。)	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月2日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。